

# 議会運営委員会会議録

平成19年4月3日(火)

(開 会) 9:32

(閉 会) 10:14

## ○ 委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員外議員の出席について事務局から説明させます。

## ○ 議事課長

先に開催されました代表者会議におきまして、議会運営委員会には正副議長が常時出席することが申し合わせとして決定されております。

議長につきましては、地方自治法第105条の規定によりまして委員会に出席することができますが、副議長につきましては法、条例に何ら規定がないため、委員会において委員外議員として出席を求める議決が必要となっておりまゝです。そこで、今後、正副議長に常時出席していただくということで、副議長に対する委員外議員としての出席要求を委員会として議決していただいておりますので、よろしくお願いたします。

## ○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本日から任期満了まで、本委員会の委員外議員として副議長に出席を求めることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、平成19年第1回臨時議会の提出議案について執行部に説明を求めます。予算の説明は、予算概要に基づき行われますので、よろしくお願いたします。

## ○ 総務課長

お配りしております議案概要で、説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

「議案第1号 飯塚市筑穂ふるさとセンター条例を廃止する条例」につきましては、昭和55年に農村地域定住促進対策事業により設置しておりました、筑穂ふるさとセンターを廃止するものでございます。「議案第2号 飯塚市平恒本町集会所条例を廃止する条例」につきましては、昭和61年に鉱業采配地促進対策事業により設置しておりました、平恒本町集会所を廃止するものでございます。「議案第3号 飯塚市老人児童館条例を廃止する条例」につきましては、昭和53年に鉱業采配地促進対策事業により設置しておりました老人児童館を廃止するものでございます。

## ○ 上下水道局総務課長

「議案第4号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、合併後の基本形計画の作成及び簡易水道事業の水道事業への統合予定に伴い、水道法第10条第1項に基づきまして、給水区域、計画給水人口及び計画給水量の見直しを行うものでございます。

## ○ 総務課長

「議案第5号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、平成20年度から病院事業を飯塚市立病院で開始するにあたり、同病院の管理基準等を定めるものでございます。2ページをお願いいたします。「議案第6号 第1次飯塚市総合計画基本構想を定めることについて」につきましては、本市における総合的かつ計画的な行政を図る

ための基本構想を定めるもので、市民と行政が協働でつくるまち、活力とうるおいのあるまち、やさしさと豊かな心が育つまち、きれいな水と緑のまちの4つを基本理念として、人が輝きまちが飛躍する住みたいまち、住み続けたいまちを実現していこうとするものでございます。「議案第7号 損害賠償の額を定めることについて」につきましても、福岡市での公務を終え、帰庁途中の職員が赤信号を見落とし、交差点に進入したために左側から直進の車両と衝突し、双方の車両を損傷、相手方を負傷させた事故について市の過失を10割として、1,835,086円の損害賠償を行うものでございます。「議案第8号 市道路線の廃止について」、「議案第9号 市道路線の認定について」につきましても、道路法の規定に基づき市道路線の廃止認定をするもので、廃止する市道は1路線、新たに認定する指導は8路線でございます。

○ 財政課長

「議案第10号 平成18年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)」でございますが、配布いたしております資料の2月5日専決と記載している資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。表の下の方に記載いたしておりますように、住民投票市議会解散による選挙に係る経費を補正するものでございます。金額は、122,428,000円を計上いたしております。続きまして議案番号11号から13号でございますが、平成18年度補正予算の2月26日専決と記載いたしております資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。この補正につきましては、国の補正予算により事業の前倒しとなったものなどを中心に補正するものでございます。2ページをお願いいたします。一般会計の歳入でございますが、国庫支出金の合併市町村国庫補助金につきましては、国の補正予算によりまして本市が受けます交付予定額総額750,000,000円のうち、450,000,000円の内示がありましたので、これを前倒しして計上いたしております。これは、全体の60%になります。事業といたしましては、市地区作成事業、保育所空調設備設置事業等を計上いたしております。なお、これらの事業につきましては、年度内の完了が見込めませんので、繰越明許費を設定しております。歳入の次の3ページをお願いいたします。労働費で、特開事業の終息に伴いまして、今回就労者自立援護助成金、就労事業引退者特例援助金、就労者自立支援加算金等を計上いたしております。なお、就労者自立援護助成金については、単費でございますが、後の2件につきましては2分の1の国の補助が見込めるところでございます。次のページをお願いいたします。4ページで、先ほど申しましたように、繰越明許費を計上いたしております。5ページで債務負担の補正を行っておりますが、新規に2件、廃止で2件、額の確定期間変更等についてのそれぞれの補正の分を計上いたしております。6ページをお願いいたします。介護保険特別会計につきましては、当初介護保険特別会計に計上いたしておりましたが、事業の採択基準に合わないというような事業が発生いたしましたので、介護予防特定高齢者事業から介護予防一般高齢者分、あるいは一般会計に組みなおしているものでございます。

○ 病院局事務長

「議案第13号 平成18年度飯塚市立颯田病院事業会計補正予算(第2号)」でございます。別冊となっておりますので、そちらの方をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正は、医療機器の買換えをするものでございまして、これによする収入支出について掲載いたしております。収入につきましては、資本的収入のうち他会計繰入金を増額いたしまして、22,000,000円増額いたしまして、25,675,000円とするものでございます。支出につきましては、資本的支出のうち建設改良費を44,000,000円追加いたしまして、51,350,000円とするものでございます。買換えをする機器につきましては、5ページに掲載をさせていただいております。機器は、全身用X線CT装置、それから超音波診断装置、内視鏡用システムということでございます。

○ 総務課長

再度、議案概要の3ページをお願いいたします。議案第14号から第20号までの7件の「専決処分

の承認について」につきましては、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるとでございます。「議案第14号 飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例」は、子育て支援策の一環として、平成19年4月1日から4歳児までの乳幼児の医療費、初診料、往診料に係る費用を公費負担としたものでございます。「議案第15号 福岡県後期高齢者医療広域連合の設置」は、県内全市町村の75歳以上の後期高齢者の医療に関する事務を共同処理するために広域連合を設置するものでございます。「議案第16号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」につきましては、組合構成団体の増減、地方自治法の改正に伴う組合規約変更の協議を行うものでございます。議案第17号から第20号までにつきましては、福岡県市町村災害共済基金組合、福岡県自治振興組合についての市町村合併に伴う組合構成団体の増減、地方自治法の改正に伴う組合規約変更の協議を行うものでございます。

#### ○ 総務部長

4ページをお願いします。議案第21号の人事議案につきましては、任期満了に伴います「教育委員会委員」1名の選任について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。5ページをお願いします。報告第1号から第7号までの7件の報告でございますが、交通事故、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償についての専決処分、土地開発公社、出資法人の平成18年度予算の変更について、本会議最終日に、報告させていただきたいと考えております。なお、お手元に、議案書の訂正表をお配りしておりますが、議案書に3ヶ所の誤りがあります。大変、申し訳ありません。本日、本会議席上に訂正表を配布させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

#### ○ 委員長

次に、議案第23号から56号までの専決処分の承認議案についての説明を求めます。

#### ○ 財政課長

「議案第23号 平成18年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」でございますが、資料の18年度3月補正概要をお願いいたします。この補正は表の下の方に記載いたしておりますように、小型自動車競走事業特別会計の決算額を見込んで補正するもので、3月31日に専決処分をいたしております。内容といたしましては、予算の総額は変更せず、歳出の款項の金額を補正いたしましたものでございます。2ページをお願いいたします。臨時従事員賃金から賞金までの執行残を減額いたしまして、小型自動車競走場施設改良基金に2億5,000万円を積み立てようとするものでございます。続きまして、議案第24号から40号までの19年度暫定予算について説明いたします。配布いたしております暫定予算資料をお願いいたします。19年度の各会計の予算につきましては、暫定予算を編成し、3月31日に専決処分をいたしております。1ページをお願いいたします。一般会計で歳入16,837,276,000円、歳出16,474,994,000円、特別会計では12会計で合計いたしまして、歳入15,066,464,000円、歳出20,960,393,000円、企業会計では4課会計で歳入2,582,096,000円、歳出3,038,065,000円を計上いたしております。今回の暫定予算は本予算が成立するまでのつなぎ予算でありまして、4月から7月までの4ヶ月の収支を見込み、歳入につきましては実収入見込額、歳出につきましては経常経費を中心に4ヶ月間に執行しなければならない経費を計上いたしております。例外といたしまして、債務負担行為を設定している経費、指定管理者制度によります管理委託料、保険料や金融機関への預託金など年間所要額を一括で支払わなければならないものにつきましては、年間の所要額を計上いたしております。また、投資的経費につきましては、旧特開事業従事者暫定就労事業の前期工事、継続事業で実施しております公営住宅建設事業など工期の都合で実施しなければならないものを計上いたしております。また、暫定予算は先ほども説明いたしましたように、一会計年度の一定期間のつなぎ予算でありますので、収支の均衡をと

っておりません。それで歳入歳出は同額とはなっておりません。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○ 総務課長

続きまして、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。お配りしております議案概要(その2)で、説明させていただきます。1 ページをお願いします。議案第 41 号から第 56 号までの 16 件の条例につきましては、地方自治法第 179 条の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。「議案第 41 号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」につきましては、行財政改革に基づき、各施策を総合的、機動的に展開していくため、内部組織の分掌事務について見直しを行うものでございます。「議案第 42 号 飯塚市副市長の定数を定める条例」につきましては、地方自治法が改正され、助役に代えて、副市長を置くこととされたことに伴い、その定数を 1 人と定めるものでございます。「議案第 43 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」につきましては、同じく地方自治法の改正により、助役に代えて、副市長を置き、収入役が廃止され、一般職の会計管理者を置くこととされたこと、引用条文の条項整理により、関係規定の整備を行うものでございます。「議案第 44 号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、市長の附属機関について、老人医療適正化推進協議会、障がい者自立支援協議会を廃止し、地域福祉の推進に関して調査審議を行う地域福祉推進協議会、公立保育所の運営に関する重要な事項を調査審議する公立保育所運営検討委員会を設置するものでございます。2 ページをお願いします。「議案第 45 号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例」につきましては、本市の経費縮減を図るため、平成 18 年 8 月から行っている特別職の職員等の給料の減額について、引き続き 1 年間、市長については 10%を、副市長、上下水道事業管理者及び教育長については 5%を減額するものでございます。「議案第 46 号 飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、合併後の経過措置により不均一となっておりました行政協力員、行政協力補助員、農区長、生産組合長の報酬額を見直すものでございます。「議案第 47 号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員の給与について改正が行われたので、これを参考に管理職手当てに関する規定を改めるものでございます。「議案第 48 号 飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例」につきましては、公用車使用の県外旅行、宿泊を要する県内旅行について、日当の支給を廃止するとともに、日当の金額を 5 割引き下げるものでございます。「議案第 49 号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、法人市民税に係る法人税割の税率に関する特例の適用期間を 3 年間延長するもの、地方税法の改正に伴い、上場株式等の配当・譲渡益に係る市民税の特例の適用期限を 1 年間延長するもの、バリアフリー改修を行った住宅に対する固定資産税の減税措置を設けるものなどでございます。3 ページをお願いします。「議案第 50 号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の医療分の賦課限度額を 53 万円から 56 万円に引上げるものでございます。「議案第 51 号 旧伊藤伝右衛門邸条例」につきましては、旧伊藤伝右衛門邸を近代和風建築の文化財として保護し、広く公開を図るものでございます。「議案第 52 号 飯塚市立へき地保育所条例を廃止する条例」につきましては、利用者の減少に伴い、内住へき地保育所を廃止するものでございます。「議案第 53 号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」につきましては、赤坂児童館を廃止し、蓮台寺児童館の建替えにより蓮台寺児童センターを設置するものでございます。「議案第 54 号 飯塚市同和地区保健対策特別助成条例を廃止する条例」につきましては、県補助の終了に伴い、同和地区保健対策の短期 1 日ドック健診事業を廃止し、一般対策事業とするものでございます。「議案第 55 号 サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例」につきましては、サンビレッジ茜の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させ

るものでございます。「議案第 56 号 飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県から屋外テニスコート 4 面を無償譲渡されたことに伴い、市の施設として供用開始するにあたり、その利用料金を定めるものでございます。以上、簡単ですが、提出議案の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。次に議案の付託委員会について、事務局に説明させます。

○ 議事課長

議案の付託委員会について説明いたします。議案書をお願いいたします。議案第 1 号から 3 号までの 3 件は、厚生文教委員会に、4 号は建設委員会に、5 号は厚生文教委員会に、6 号はのちほど協議いただきます特別委員会に、7 号は総務委員会に、8 号、9 号の 2 件は建設委員会に、10 号、11 号の 2 件は総務委員会に、12 号から 15 号までの 4 件は厚生文教委員会に、16 号から 20 号までの 5 件は総務委員会に、21 号につきましては、人事議案でございますので、委員会付託を省略し本会議最終日に即決としていただいております。次に、議案第 23 号からの専決処分の承認議案の付託委員会について説明いたします。その 2 と記載された議案書をお願いいたします。23 号は市民経済委員会に、24 号につきましては、一般会計の暫定予算の専決処分議案でございます各常任委員会の所管に関わる議案でございますので、委員会付託を省略し本会議最終日に質疑をしていただき、討論、採決としていただいております。25 号から 27 号までの 3 件は、厚生文教委員会に、28 号は総務委員会に、29 号は、市民経済委員会に、30 号は厚生文教委員会に、31 号、32 号の 2 件は、市民経済委員会に、33 号は、建設委員会に、34 号は市民経済委員会に、35 号、36 号の 2 件は厚生文教委員会に、37 号から 39 号までの 3 件は建設委員会に、40 号は厚生文教委員会に、41 号から 43 号までの 3 件は総務委員会に、44 号は厚生文教委員会に、45 号から 49 号までの 5 件は、総務委員会に、50 号から 54 号までの 5 件は厚生文教委員会に、55 号、56 号の 2 件は市民経済委員会にそれぞれ付託していただいております。また、報告第 1 号から 7 号の 7 件につきましては、最終日に報告、質疑と考えております。以上でございます。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって議案の付託委員会については、そのように決定いたしました。

先ほど議案の訂正については、正誤表の配布をすることで対応させていただく旨、執行部から説明がありましたが、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

それでは、そのように取り計らいさせていただくことにいたします。

次に、会議予定について事務局に説明させます。

○ 議事課長

お手元に配付しております「平成 19 年第 1 回飯塚市議会臨時会期日程 (案)」をご覧ください。会期につきましては、本会議で決定いただきましたとおり、4 月 2 日から 16 日までの 15 日間でございます。会議予定でございますが、本日は、まず開会前に執行部の部次長以上の

職員紹介並びに議会事務局職員の紹介を行いまして開会いたします。本日の議事につきましては、一部事務組合議会議員の選挙、農業委員会委員の推薦並びに議会選出各種委員等の選出ののち、市長提出議案の提案理由説明を行い散会の予定といたしております。明日、4日から8日までの5日間は議案考案日といたしまして休会とし、9日に議案に対する質疑、委員会付託を行っていただき散会といたしております。委員会につきましては、11日に厚生文教委員会と市民経済委員会を、12日に総務委員会と建設委員会を開催していただき、議案の審査並びに閉会中の所管事務調査の日程等をご協議いただいております。13日は、委員会の予備日とし、翌週の16日を本会議最終日として、委員長報告、即決議案ならびに人事議案の質疑、討論、採決、報告事項の説明、質疑ののち、署名議員の指名、閉会と考えております。以上簡単ではございますが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。会議予定については、事務局説明のとおりとすることに異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって会議予定については、そのように決定いたしました。お諮りいたします。本委員会として、議長の諮問についての所管事務の調査を行うことにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって議長の諮問についての所管事務調査を行うことに決定いたしました。

議長の諮問についてを議題といたします。

「飯塚地区消防組合議会議員の選挙」、「飯塚市桂川町衛生施設組合議会議員の選挙」、「ふくおか県中央環境施設組合議会議員の選挙」、「農業委員会委員の推薦」及び「議会選出各種委員等の選出」について事務局に説明させます。

○ 議事課長

お手元に配付いたしておりますとおり、「飯塚地区消防組合議会議員」「飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員」「ふくおか県中央環境施設組合議会議員」「農業委員会委員」及び「議会選出各種委員等」が昨日開催されました代表者会議において調整のうえ決定されておりますので、決定どおり選出していただいております。なお、それぞれの選出議員名につきましては省略させていただきます。また、選出方法につきましては、1番から3番までの議会議員の選挙につきましては、指名推薦により議長の指名により行うということが、また、農業委員会委員及び議会選出各種委員等につきましては、議長の指名により行うことが昨日開催されました代表者会議において決定されておりますので、本会議におきましてもそのように議事運営とさせていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「飯塚地区消防組合議会議員の選挙」、「飯塚市桂川町衛生施設組合議会議員の選挙」、「ふくおか県中央環境施設組合議会議員の選挙」、「農業委員会委員の推薦」及び「議会選出各種委員等の選出」については、事務局説明のとおりとすることに異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって「飯塚地区消防組合議会議員の選挙」、「飯塚市桂川町衛生施設組合議会議員の選挙」、「ふくおか県央環境施設組合議会議員の選挙」、「農業委員会委員の推薦」及び「議会選出各種委員等の選出」については、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。議長の諮問については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって議長の諮問については、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会として議会の運営についての所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって議会の運営についての所管事務調査を行うことに決定いたしました。

議会の運営についてを議題といたします。特別委員会の設置について事務局に説明させます。

#### ○ 議事課長

「議案第6号 第1次飯塚市総合計画基本構想を定めることについて」につきましても、市長より議長あて、特別委員会を設置して、審査を行って欲しい旨の要望があります。昨日開催されました代表者会議において、執行部の要請を受け入れ、特別委員会を設置して審査することが決定されておりますので、そのように特別委員会を設置していただいております。なお、お手元に配布しております資料のとおり、特別委員会の名称は「第1次総合計画基本構想特別委員会」、委員定数は15人とし、閉会中の継続審査とし、付託期間は、次期定例会までとさせていただきます。よろしくご審議方をお願いいたします。

#### ○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。事務局説明のとおり特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に特別委員会の名称は第1次総合計画基本構想特別委員会とし、委員定数は15人、閉会中の継続審査とし、付託期間は次期定例会までとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって特別委員会名称、委員定数、付託方法及び付託期間はそのように決定いたしました。

次に、特別委員会委員の人選及び設置時期について、事務局に説明させます。

#### ○ 議事課長

委員の人選につきましても昨日開催されました代表者会議におきまして、正副議長及び監査委員を除き、会派から2人につき1人を推薦することが決定され、調整のうえ、お手元に配付しております特別委員会委員名簿のとおり委員が決定されております。特別委員会の設置につきましては、4月9日の月曜日に予定されております。議案の委員会付託の際、議長発議により特別委員会設置をはかっていただいておりますので、よろしくご審議方お願いいたします。

#### ○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。特別委員会の委員の人選及び設置時期については事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって特別委員会の委員の人選及び設置時期についてはそのように決定いたしました。

次に議会運営委員会の閉会中の継続審査事件について、事務局に説明させます。

○ 議事課長

お手元の資料をご覧ください。議会運営委員会につきましては、今後、定例会・臨時会の開会前に会期日程や上程予定議案の確認等を行うため開催をいたします関係上、閉会中の継続審査事件について付託を受けていただく必要がございます。したがって、地方自治法に規定する所管事項であります(1)議会の運営について(2)議会の会議規則、委員会に関する条例等について(3)議長の諮問について以上3項目の調査事件について、調査期間につきましては、議員の任期満了までということで付託していただいております。また、付託方法といたしましては、会議規則第93条第2項の規程に基づき、委員長から議長に付託の申し出をしていただき、本会議最終日に議事日程追加を諮ったうえで、上程し、先程申しました3項目の調査事件を閉会中の継続審査として付託し、調査期間は議員の任期満了までとすることを議長発議ではかっていただいております。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議会運営委員会の閉会中の継続審査事件については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって議会運営委員会の閉会中の継続審査事件についてはそのように決定いたしました。

お諮りいたします。ただ今、議会運営委員会の閉会中の継続審査事件についてご決定いただきましたので、地方自治法第109条の2第3項に規程する調査を閉会中も継続して行うため、議員の任期満了まで付託していただくよう、会議規則第98条の規程に基づき、議長に申し入れをいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、私委員長から議長に地方自治法第109条の2第3項に規程する調査を閉会中も継続して行うため、議員の任期満了まで付託していただくよう申し出をいたすことに決定いたしました。

お諮りいたします。議会の運営については調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、議会の運営については調査終了とすることに決定いたしました。これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。